

議 会 改 革 検 討 委 員 会

平成30年10月3日（水）

○ 出 席 委 員

委 員 長	田 中 政 義
副 委 員 長	皆 川 りうこ
委 員	高 瀬 かおる
	秋 本 あすか
	岡 部 宏 章
	丸 山 哲 平
	幸 野 おさむ
	だ て 淳一郎
	本 橋 たくみ
	木 島 たかし
議 長	木 村 徳

○ 欠 席 委 員

委 員	な お の 克
-----	---------

○ 審 査 事 項

- 1 委員会の取り組むべきテーマ等について
- 2 その他
- 3 次回の議会改革検討委員会について

午前9時32分開会

○田中委員長　おはようございます。ただいまより議会改革検討委員会を開会いたします。



○田中委員長　なおの委員より体調不良のため、終日欠席する旨の届け出が出ておりますので、御報告いたします。

ここで議長より報告がございますので、お願いいたします。

○木村議長　おはようございます。開会に当たりまして、皆様に御報告申し上げたいことがございます。去る10月3日付で及川副委員長から議会改革検討委員会の委員の辞任届が提出されておりました、同日付でこれを許可いたしております。これに伴いまして、議会改革検討委員会設置規程第3条の規定によりまして、新たにだて議員を議会改革検討委員会の委員に、そして及川委員が副委員長だったことに伴いまして、こちらは第5条第1項の規定によりまして、皆川委員を副委員長に指名しておりますので、御報告いたします。兩名におかれましては、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

お二方に直接辞令を交付させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

○幸野委員　議長にお伺いしたいんですが、副委員長がおやめになられるということなんですけれども、その理由というのは伺っているのでしょうか。

○木村議長　特段中身についてはお伺いしておりません。それは任命の際に会派の方々から2名ずつお出しただいておりますけれども、選出される際にも特に理由を聞いてないのと同様に、おやめになる際にも、御本人の申し出があれば別ですが、特段こちらから聞くことはございませんので、承知しているということではございません。

○田中委員長　ここで皆川副委員長から一言いただきたいと思ひます。

○皆川委員　皆様、おはようございます。ただいま木村議長から御報告がありましたように、私、皆川はこの議会改革検討委員会のメンバーではありましたが、規程の第5条第1項によりまして議長が副委員長を委員の中から指名するということで御指名を受けましたので、副委員長という職を務めさせていただきます。同じ会派の及川委員が諸般の都合で辞任されたということで、私もそういう意味では会派の中というところでの副委員長はいかがかなという思ひもありましたが、冒頭に申し上げましたように木村議長からの御指名ということで務めさせていただきます。この委員会はエンドレスではなく、最終をどこに持っていかるところも含めて議論しているところでもありますので、委員長の運営のもとにスムーズに委員会運営ができるよう務めていきたいと思ひますので、皆様からの御協力もお願いいたしまして、簡単ではありますが私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○田中委員長　よろしくお願ひします。それでは……。 (「議事進行」と発言する者あり)

○幸野委員　議会改革検討委員会ももう4回目になると思うんですが、前は8月3日に行われて、ブレインストーミングで議会改革について各会派からの意見を持ち寄って意見を出し合ったところだと思います。その後、9月の議会において議会改革だということで特定の会派から議員定数の削減という形で議員提案の議案が出されて、それが多数決で議決されるということが行われております。本議会改革検討委員会については、恐らく議決というか多数決という形ではないんだろうと思うんですが、議会改革検討委員会で全会派の合意をなるべくとろうということ而努力しているさなかに、特定の会派が議会改革と称して9月の議会において多数決で議決を行うということが行われております。これについてどういうふうにかえたらいいのかということをおもずっと考えてきたんですけれども、正直に言ひまして、ここで本当にそ

の合意を全会派で得るということが今できる状況なのかと思わざるを得ないんです。それを前提としての議会をどう考えていくか、どう市民に開かれたものにしていくのかということについて議論しているさなかにそういうことが行われるということ自体が、ちょっと私は理解しがたいところがございます。特定の自民党と公明党から出されているわけですが、その方の、まずそのことに対しての所見だとか何らかしらの考え方を伺わない限り、この議会改革検討委員会に私自身としては向き合うことができない状況に今はあるんですが、そのことについて一定の御意見を伺うことはできないでしょうか。

○木村議長　私のほうからこの議会改革検討委員会にかかわってまずもって申し上げれば、こちらは規程での設置ということで議長の諮問機関として設置させていただいたという経過がございます。もとより条例設置ではございませんので、議決というところの役割は付与されておりません。諮問機関がゆえに、答申を最終的にはいただければと、このように思っておりますけれども、その答申というのも議決をもってという答申ではございませんので、あくまでも議論を尽くしていただいて、基本ベースとしては合議という形が主たる議論の進め方になろうかと思っております。そういった位置づけとして私も皆様方に諮問させていただいているということであると同時に、今、幸野委員が触れられた定数の問題に関して、こちらは議案でございまして、地方自治法の中の規定でも皆さん御存じのとおり、12分の1の議員がいれば議案提出というのは、これは議員の権利として認められている部分でもあります。恐らくお出しされた方々におかれましては、この議会改革検討委員会とは別の規定、そして別のやり方として議案という形で御提出されたとは私は受けとめております。そこはまたちょっと違うのかなという認識は持っておりますけれど、少なくともこの議会改革検討委員会については、私の名前に基づきまして皆様方に御協議いただいているという位置づけであるということは前段で申し上げさせていただければと思います。

○幸野委員　きょうの資料にもあるんですけれども、基本的に議会の改革の中には条例もあれば会議規則もあって、例えば議会基本条例をつくるということになれば当然議決案件になります。会議規則の変更についても議決案件になります。それ以外についても当然のことながら多数決で決めるという問題も多々出てきていることも事実だと思います。そういうことも含めて本議会改革検討委員会は何でも出し合うというのが前回までの流れだったわけで、現にその中で議員定数の問題についても考えようという御意見も出されておりました。そういうことを議論しようということを我々自身に求められて、当然そのことについて真剣に考えてこの委員会に臨んでいるというのが、この委員会に参加されている委員の皆さんだと思うんです。そういう意味でいえば、ちょっと議決案件だから違うんだという今の木村議長の御意見なんですが、私はそこも含めて全てここの俎上の上のっていたはずだったと思っております。その俎上の上のっているさなかに特定の会派だけが提案して議決を迫られると、こういう事態になっているわけですから、そのこと自体を、この矛盾というか、この議会改革検討委員会があるのにもかかわらず、それを超えて行われているという事実というのは、私は本委員会の存在意義そのものにかかわっている問題であると思っております。そこについては一定の御意見を伺わない限りにおいては、合議で議論を進めると木村議長は今おっしゃっていましたが、その合議を尽くすこと自体も私自身としてはできかねると考えております。意見があるようであれば伺いたいし、意見がないようであれば

○木村議長　私の答弁ばかりで済みません。私の議会改革検討委員会に対する諮問は、議会基本条例、こちらを制定するかしないかも含めてという形で、制定ありきではないという形ではありますけれども、その検討をしていただきたいということで、確かに名称が議会改革検討委員会ということで議会改革とい

う非常に概念の広い名称にしてしまっているがゆえに、多少誤解も受けやすいかなと思っております。少なくとも私のほうで皆様方に諮問しているのは議会基本条例ということですので、それを制定するかしないかも含めたという意味で、議会改革全般ということでは、私の中では想定しておりませんし、特に定数の問題というのは皆さんが議会基本条例になじむテーマなのか、なじまないテーマなのかということは皆さん方の中で御判断はあろうかと思えます。私自身の中ではそういったものを特段想定して、そこも含まれるという判断に立って諮問させていただいているものではないということだけは申し上げておきたいと思えます。

○田中委員長　今、木村議長からもるお話があったんですけれども、あくまでこの議会改革検討委員会の議論の到達点というのは議長からの諮問に対する答申を出すことでありまして、その内容が今のお話にありました議会基本条例を制定するか否かということも含めてのところだと思います。確かに前回、各委員から改革に対する問題点というか、ブレインストーミングという手法でいろいろと出していただいたんですけれども、その中で定数に関する御意見もありました。そこに関して、それに限らず前回皆さんから出していただいた改革するべきではないかという問題点について、やる、やらないというのをこの委員会で決めるというものではないと私自身は考えております。ですので、議案という形でそれを提出する、しないというのも、今、木村議長からお話がありましたとおり、各議員の判断、また会派の判断というものがあるのではないかなと思っております。ですので、この委員会として御議論していくものと、また少し別のものかなと私自身は考えております。幸野委員の御判断で、お考えでそういう御意見が出されたのかなと思えますけれども、この委員会としての進め方というものとはちょっと別のものかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○幸野委員　例えば、今、木村議長も田中委員長も言われましたけれども、じゃあ、議会基本条例について、議案として各会派で議論しているさなかに提案して議決されるということだって十分あり得ると思うんです。そういうことをもしやっしまえば、それこそ本委員会の主たる目的というか、議長自身が諮問の主な内容として投げかけられているものを今、各会派で合議をして答申を出そうということをやっているさなかに、また自民党、公明党から議会基本条例が出され、議決してくださいということだって可能なわけです。可能だし、今のお話のことを前提とするならば、何でもできちゃうわけです、そういう意味でいえば。だからそこは立て分けるというのはなかなか私の中では難しい話で、定数の問題だけ違うという話には、私はならないだろうと思っております。

そういう意味で、9月の議会の中でもいろいろ言わせていただきましたけれども、議会改革だとか、これまでの国分寺市議会というのがそういうことについて一定の信頼関係をつくりながら合議を尽くすという努力をしてきております。最終的には違う結果があるにせよなんですけれども、その努力というのをされてきているという経過があって、私は、そこは非常に大事にしている、議会というのはそうあるべきだと思っているのでそういうふうに取り組んでいるわけでございます。そういう意味において、今回のこの議会改革検討委員会をこれから進めていくというか再開するということにもなるのであれば、そのことについての見解なり御意見なりなんなりというのを伺わない限り、これは信頼関係自体を築くのは難しいだろうと私自身は思っております。なので、そのことについて、いや、それは全然違う話なんだということであれば、私は、そこは立て分けられないので、

○木島委員　幸野委員から今そういった御指摘もございますので、私の立場でいえば提案会派になります

ので、幸野委員のおっしゃることというのも、気持ちとしては私もよくわかる部分もありますし、でき得る限りのことを、この議会改革検討委員会の中でさまざまな本当に多様なブレインストーミングのまとめにもこのようにまとめていただいていますけれども、本当に多くの議会全体のこれまでの皆さんの思いというものがこの中にも凝縮されているとは思いますが。とはいえ、殊に定数の問題というのは本当に慎重に判断を要する大変重要な議題というか案件であると私ども公明党は思っていて、そういった中で、一定、確かに定数に関する意見というのも当然出ているわけですが、議会改革検討委員会の中だけでというよりも、より広く丁寧に、自民党会派もそうですが丁寧な、全議員にもかかわることであるということで、そういった意味でより慎重な手続に沿って提案前の御説明も含めて、なるべく合意形成が得られるような環境づくりということで行動をとらせていただいたと。一方で、定数に関しては来年の改選期を迎えるということもあるので、提案のタイミングというのも、これが例えば12月の議会であればより唐突感があるというか、そういったことの影響等も勘案して、より少しでも早い段階でということでの今回そういった対応をさせていただいたというのが、今の幸野委員のお求めに対して私が言えるのはそういう立場であるということでございます。

- 丸山委員　先ほど来、木村議長、また田中委員長からも説明、御意見をいただいたところですが、我々の会派もまさにそういった判断で今回の議案と諮問というものは分けて考えているということなので、我々の判断としてはそこには矛盾はないというところがまずあります。その上で、当然、議会改革検討委員会の推移というところは重視しなければいけないというところは理解しておりますが、しかしながら、この議会改革検討委員会が行われているから我々の議案の提出権というものが制限されるのかといえば、それはまた違う問題であろうと。我々の判断としてあのタイミングにおいて出す必要があるという判断をして、その権限に基づいて提出させていただいたということでもありますので、その点については我々の会派としては矛盾なく、またこの議会改革検討委員会も進めていくべきだというような理解しております。
- 高瀬委員　意見にはなりますけれども、今おっしゃったように議員定数議案についてはいつの段階でどういった形で出そうか、それは議員の権利としてあるものだというのは認識しております。ただ、議員定数削減の議案の中でも議論はさせていただいたところではありますけれども、今、この議会基本条例をどうするかという中ではあります、ほかの自治体の議会基本条例などを見た中でも、その中に議員定数について触れられていたりとか、ほかのさまざまな取り組みに合わせて、その中で議員定数がどうあるべきかということを考えていくというのが必要だろうということが、私たち生活者ネットワークではずっとそこは質問させていただいてきたところだと思っております。ですので、今回議員提出議案が実際に出され、それはそれで議決もされてという状況で今あるわけなんですけれども、そこについては、この議会改革検討委員会で議論している中身とそこは切り離すものではないのではないかというのは変わらぬ意見として今も持っているということは、お伝えだけはしておきたいなと思います。
- 皆川委員　本日の幸野委員からの冒頭の問題提起といいますか、疑問点については、非常に私も重く受けとめたいと思います。ただ一方では、きょうから私が副委員長という任を務めるに当たりまして一言申し上げたいと思います。幸野委員からはこの委員会の存続自体までも問われるというような、幸野委員の個人だけの問題ではなく、課題ではなく、この委員会自体の存続ということもおっしゃったのであえて発言させていただくということです。

私は、この議会改革検討委員会という中で定数のことが触れられたということでは、本来はそこで話し合われるべき、もう少し深めるべきだったということも考えるところではあります。ただ、地方自治法の

第112条にあります議員の議案提出権というものを侵害するという事はできないであろうし、その権利というものは守られるべきであろうと思います。冒頭に議長であり委員長からもそれは触れたところです。それで、それをもって、じゃあ、この議会改革検討委員会とは立て分けられないというお気持ちもわからなくもないのでありますけれども、ただ、一つ、規程と条例という意味では、規程設置のこの委員会であり、一方では議員提案という議決事項という重い案件を先般行われました定例会の中で決定したということは本当に重く受けとめなければならないというところから一つ結論が出た課題だろうと、私の中ではその部分では整理したという部分もあります。過程においてのいろんな疑問はあるにせよ、それは今後の課題でしっかり取り組むべきだと思います。ですので、議会改革検討委員会は、きょうから私もこの副委員長という職を担う立場としては、まずは出された課題を今の任期中のメンバーの中でしっかり議論して結論を見出していくべきだろうと考えているということです。ここで定数削減になったということを考えれば、本当に議会基本条例については、ここで私の意見を表明するのも違うのかもしれませんが、なおさら議会基本条例は必要な条例ではないかと思っているところですので、これはこれで議会改革検討委員会をきちんと存続させ、議論していただきたいと思います。とりあえず私が今考えて、しかも副委員長ということを務めるという立場で発言させていただきました。

○岡部委員　今、提起されている問題についてなんですが、先ほど会派としての議案提出権を行使して議員定数削減の議案を提出させてもらったと、議案提出権まで奪うことはできないということはありませんけれども、私は並行して議会改革検討委員会が議長からの諮問という形でありますけれども、開かれている途上でこういう議員定数削減という重大な議案が出されたということは、議案提出権があるにしても、信頼関係、信義にもとることではないかと、そういう問題だと私も考えております。それで、議員定数のあり方をどうするのかという点は、議会基本条例を制定するかしらないかということを考えていく上でも非常に重要な要素であることは間違いないと思いますので、そういう点で議案を提出される前にこの場所で検討するという道もあったであろうと思います。議員定数のことも考えていく必要があるという御意見は前回も出ていたわけですし、この場所で議員定数のあり方についてもっと議論していく必要があったのではないかと思いますし、可能であったということは少なくとも言えると思うんです。議員定数の議案の本会議での議論でも述べさせていただきましたけれども、議決する前に私たちとしては市民の意見をより十分に聞く機会を持つべきだということ、それから議会の中でも合意を図っていく、そういう努力は必要だということは議決する前に述べさせていただきました。もう議決されてしまっている問題ではありますが、提案された自民党、公明党としては議決されて終わりということではなくて、今後の議員定数のあり方について、22人に変更したということでもありますけれども、検証が今後も必要であることは変わりないと思うんです。そういう点で定数のあり方というのは議会の運営全体、議会改革のあり方、こういうものにどういうふうな影響が及んでいくのかという点は、議案を提出された側としては、そこは説明していただきたいし、私もその都度、説明もお願いしていくということも必要であろうと思いますし、お願いさせていただきたいと思っております。

○木村議長　委員の皆さんからのさまざまな御意見も拝聴しました。先ほどもちらっと申し上げたんですが、私の中では議会改革検討委員会があくまでも議会基本条例の制定にかかわっての諮問という判断に立っております。今、岡部委員から議会改革全般にわたってというお言葉がありました。そうなりますと、そこはあくまでも議会運営委員会、これは条例設置の委員会になります。議決権も付与されております。一方で議長の諮問事項の検討というものもやるという、法的な位置づけとすればより上位に当たる議会運

営委員会がございますので、そこで受けるべき話かなと私は判断しております。ただ、この議会改革検討委員会を設置した理由、目的というのは、議会改革全般の中、ありとあらゆるテーマがある中で議会基本条例にかかわって集中的に議論していただきたいということで設置させていただいた経過がございます。今の岡部委員の御意見というのは私もこの場でお聞きしましたので、またそれは、きょうは御欠席されていますけれども、なおの委員が議会運営委員会の委員長でもありますし、高瀬委員も議会運営委員会の副委員長でもありますので、田中副議長を含めた4者を中心に今の件に関してまた協議させていただいた上で議会運営委員会のテーブルにのせていきたいと、このように思っております。あくまでもこの場合は議会基本条例というところにかかわっての議論をお願いしているということは重ねて申し上げたいと思います。

あと、先ほど幸野委員から信頼関係というお話もありました。これは議会を預かる立場としてもそれはもっともだと思っておりますし、ただ、さまざまなお考えをお持ちの方々が集まって議会という組織は構成されておりますので、なかなか一致しない側面というのもあろうかと思っております。ただ、最大限丁寧にすることは私も心がけてはおりますし、今後も任期が続く限りにおいてはそのような形で当たっていきたいと思っております。

ただ、ちょっと先ほど幸野委員の御発言の中で_____というような旨の御発言もありましたけれども、一方ではその前段でしっかりと合意形成が図られていないのというようなことも議員定数の削減にかかわってありました。それはそれぞれの見方があるんだと思います。提案会派に関しては考えられ得る、先ほど木島委員からも御発言があったような中身になろうかと思っております。ただ一方では、それは十分ではないということで、高瀬委員も先ほど発言されていましたが、いろいろな見方はあろうかと思っておりますが、不十分だという見方をお持ちの方々が、じゃあ、不十分で納得いかないから別途設定されている、設置されているこの議会改革検討委員会を続けることができないと言って議論をとめてしまうということは、それ自体が審議を尽くさないと、議論を尽くさないと、幸野委員が御否定されていたことをみずからされてしまうことになりかねないんじゃないのかなという懸念を持っております。あくまでも諮問している私の立場とすれば、ここはここで議会改革検討委員会という場において議論を尽くしていただいて、もちろんこれは定数の問題にかかわらず、会派を問わず皆さんの忌憚のない御意見を出していただいて、信頼関係というお話もありましたけれども、そういったところでもし壊れかけた、あるいは壊れた信頼関係があるのだとすれば、またこういった場で再度築くことも可能だと私は思っております。何よりも議会改革の一端であります議会基本条例にかかわっての論議をとめるという理由にはならないと私は思っておりますので、諮問した立場とすれば、ぜひ積極的に今後も参加していただいて、また御発言、御議論をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○幸野委員　木村議長が最後におっしゃっていただいたように信頼関係自体を回復したいという思いも持って私も本委員会に出て、こういう発言をさせていただいているわけですが、伺っている限りだとそのことについては関係ない話だったんだと、この議会改革検討委員会とは無関係の話を行われたんだというのが、対応というか、そういうふうを受けとめざるを得ないなと思いました。それはそれぞれの考え方ですから、そのこと自体、私自身はどう言うつもりはないんですけれども、木村議長が前段でも言われていたように議会基本条例の諮問なんだという問題と、議会改革全般なんだとおっしゃっておられましたけれども、それはそうなのかもしれないです。私はそういうことについてもいろいろ疑問を持って、前回、前々回にもいろいろ指摘もさせていただいたところなんですけど、そういうことだということで木村議長の思いはわかったんですけど、ただ一方で合議を尽くそうという努力をしているさなかに多数決

で議案提出権は別なんだということで行われていると、実際行われたということ自体の事実というのは非常に大きくて、さっきも言いましたけれども、議会基本条例だって、たとえそのことがここで合議を尽くそうとしていても、そのことができてしまう状況にあるわけですよ、議案提案権のことは別なんだということになると。私自身はこの議会改革検討委員会は少なくとも今年度中、あるいは年内には一定の答申を議長に出して、その上で議会として議会改革の一環として、議会基本条例になるのか、それともそれに連なることからやるのかということの結論を出すということは十分できた条件なのにもかかわらず、それが行われないうまま別の場で議決が行われているというのは非常に重大だろうと思います。その信頼関係の部分では私は重視というか問題視しておりまして、そういう意味においては、そういう何らかしらのそのことに対する御意見が何えればよかったんですけども、その部分はもう完全に別なんだということであれば、私自身はちょっとそこは別には考えられないというか、今ここで議論していてもそのことが十分あり得るということになっているわけですから、

議会改革自体は非常に大事なことだとは思ってはおりまして、問題点なんかもこの間も指摘させていただきました。

○木村議長　確かに今ここで、議会改革検討委員会という場においてさまざま議論はしていただいていますけれども、一方で議会運営委員会の中で議論して、同時並行で進めて改革している部分というのは、それはそれであるんです。だから今、幸野委員は御否定される向きの御発言があったんですけども、じゃあ、この議会改革検討委員会が設置されたがゆえに議会改革にかかわるものに関しては別途の場面で、議員提案ということで先ほどおっしゃいましたけれども、議会運営委員会も含めて別途の場面で議論ができないというふうに私は聞こえてしまったんです。実際のところは、例えば直近の例で申し上げれば、議会改革検討委員会のテーブルにはのせていない中で、議会運営委員会だけで改革の一助にさせていただいたのは、例えば6月の定例議会の議会だよりに関しては、全面的に議会だよりの紙面を刷新させていただいています。じゃあ、これなどもここに諮っているのかといえれば諮っていないわけですし、ただ一方できょう皆さんの手元に配付されております資料などにも議会だよりの編集にかかわる文言なども挙げられているわけです。だから私の認識とすれば、議会改革にかかわるテーマを議論する際にはこの議会改革検討委員会の議論を経なければいけないという位置づけでの諮問ではないと、そこまでの諮問は私はしているという認識には立っていませんし、再三申し上げるようにあくまでも議会基本条例というところにかかわってという諮問内容であると認識しておりますので、その点だけは皆さんも御承知おきいただきたいと思っております。

あと、マイクを通じての形でこのやり方に関して承服できないという旨の御発言があって、
先ほど、冒頭に御質問があつてお答えしたように、及川委員からは正式には私は聞いておりません。ただ今の幸野委員の御発言というのはマイクを通じての正式な御発言ですので、そうしますと、これは私自身の名において組織しました諮問機関でございますので、そのあり方そのものに対する御批判であると、このように受けとめましたので、

○田中委員長　　るるお話をいただきました。休憩前に一言だけ。幸野委員と岡部委員からも御発言があつ

たんですけれど、もしも例えば個別の問題に対してここで議論したいというふうに委員の皆様から御発言があったとしても、その1つの物事について深く掘り下げて議論することというのは、先ほど木村議長からもありましたとおり諮問事項にないものですので、それはなかなか難しいものと委員長としては考えております。

そのことを一言だけ言わせていただきまして、ここで暫時休憩といたしたいと思っております。

午前10時15分休憩

午前11時03分再開

○田中委員長 委員会を再開いたします。

○幸野委員 私自身の議事進行の発言から一定のお時間、休憩をおとりいただきましてありがとうございました。また御迷惑をおかけしました。

私自身の発言の一部取り消しをお願いしたいと思っております。委員長のお取り計らいをお願いいたします。

○田中委員長 ただいま幸野委員から発言の取り消しがありました。これを認めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○田中委員長 それでは、そのようにいたします。



○田中委員長 では、1番 **委員の取り組むべきテーマ等**についてを議題とします。

本日は前回ブレインストーミングで前回皆様から出していただいた御意見を附箋に書いて出していただいたものを事務局でまとめていただいた資料と、あと本日配付された資料があります。これについて、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○志村議会事務局長 説明させていただきます。ブレインストーミングで皆様から出された意見のタイトルやキーワードをピックアップして分類した表でございます。資料No.2、ブレインストーミングのまとめになります。分類の仕方といたしましては大分類として、情報共有、住民参加、議会の機能強化の大きく3つで分類してございます。それぞれの中に個々の関連した御意見をグルーピング化してタイトルや見出しをつけているというものでございます。

情報共有の中では6つのグルーピングをしており、ホームページの充実、インターネット配信の充実、議会だよりの充実、SNSの活用などがございますが、議会活動の充実と議会報告会等の開催につきましては、これは②の住民参加と共通するというものでございます。その見出しをつけた中に皆様からの個々の御意見が入っております。個々の御意見に丸印や三角や中点などを振ってございますけれども、表の右下には丸印は予算がかからないもの、三角は実施の仕方によっては予算が必要なものなどの記載をさせていただきます。予算の側面からそれぞれの御意見に印をつけさせていただいたものでございます。

この表の説明については以上となります。

○佐藤議会事務局次長 続きまして、資料No.3の御説明をさせていただきます。きょうお配りしたものでございます。

自治基本条例に議会条項を規定していて、さらに議会基本条例も制定しているという市が4市ございました。その比較表となっております。表の上のほうの左側の見出しを見させていただきますと「自治基本条

例」とございます。小平市と多摩市は自治基本条例という名称で、調布市と東村山市は独自のそれぞれの名称となっております。その下の見出しのところですが、それぞれ4市ともに見出しがありまして、小平市と多摩市はその見出しの中に条文としまして3つ、4つというふうにそれぞれの項目の条文規定がでございます。調布市と東村山市につきましては、それぞれの見出しの下のこのような1文で規定しているというようなつくりになってございます。

その下、「議会基本条例」の項目について御説明します。4市ともに1番のところは「前文」としまして条文がでございます。その中でも多摩市の前文のところには最高規範としての位置づけがでございます。調布市につきましては下のほうの44番のところですが、「条例の位置付け」というところに議会基本条例が基本となる条例であり、尊重されるものというような書きぶりとなっております。

続きまして、10番のところですが、こちらは各市ともに「議会報告会」の規定となっております。調布市につきましては議会報告会という項目はないのですが、12、13番の「広報広聴機能の充実」の中に議会報告会について規定されており、また調布市の5番の「市民参加」というところにもアンケート調査、議会報告会についての規定がでございます。

続いて16番のところですが、調布市でいいますと「緊張関係の保持」という項目がございまして、それに関係した項目を小平市、東村山市ともに持っているという状況です。

続いて19番のところは、調布市でいいますと「市長等への質問と議論の充実」という中に反問権と、あと一問一答についての規定がでございます。調布市については質問の趣旨を確認することができますというような内容となっており、飛びまして東村山市のところですが、こちらも論点を整理する必要がある場合は問い返すことができるとの規定となっており、多摩市につきましては17番のところに関連しております、「議員の質問・質疑及び市長等の反問」という項目の中に議員の質問に対して反問することができますという規定となっております。そして小平市のところは16番の「議員と市長等との議会審議等」という項目の中に、その論点を整理するため、答弁に必要な範囲内で反問することができるとの規定となっております。

17番のところに戻ってしまうんですが、ここは文書による質問の規定がございまして、小平市、東村山市、多摩市ともに文書質問についての規定がでございます。

あと24番のところですが、災害に対する規定につきましては調布市と小平市が災害対応の規定を持っているという状況です。

それと、続いて31番のところですが、ここで自由討議につきまして、項目の見出しはそれぞれですが、4市ともに規定を設けているという状況です。

主なところを少し御説明させていただきました。また、網かけになっているところはそれに該当するような条文が見当たらなかったというところがございます。細かい詳細な部分につきましては前回の委員会で各市それぞれの規定をお配りしておりますので、恐れ入りますがそちらのほうでお読み取りいただきたいと思っております。

説明は以上です。

- 田中委員長　説明が終わりました。先ほどの説明にもありましたが、前回皆さんに出していただいた御意見、御提案等々、問題点はこれが全てではないと思っております。また新たに出てくるものもあるかと思っておりますけれども、この中で一定、議会基本条例の制定の有無というところでこの委員会を進めていきたいと考えておりますので、基本条例になじむもの、またそうでないものや、自治基本条例の議会条

項のところ盛り込むことではないかというものと、またあと個別で要綱等を設置する等々での対応でよろしいんじゃないのかというものを、皆さんからそれぞれに御意見をいただければなと思っております。その参考として一定の予算がかからないもの、やり方によってはかかるものというものを丸印と三角でマークをつけさせていただいたところでございます。

他市の議会基本条例のあり方も、盛り込んでいないところと、そうでないところとかなりさまざまあるんです。国分寺市の議会基本条例としてももしも制定するとしたらこれを盛り込んだほうがいいんじゃないのかなというものを皆さんに少し考えていただきたいなと思っているんです。①の情報共有のところから順にやっていければいいかなと思っているんですけども、よろしいですか。

わかりました。本日は、きょう出されている資料No.2のところ、恐らく会派内で考えなければならぬこともあるでしょうし、またなかなか条例になじむもの、そうでないものという判別もつかない段階であると思いますので、この書かれているカテゴリーごとに詳しく、もし疑問点があれば、そのところを少しでも解消していく時間とさせていただければなと思います。何かこの情報共有・情報提供のところ、わからないところはありますか。

では、ホームページの充実というところではいかがですか。

○丸山委員　しゃべりながら、多分やり方も含めて詰めていくことになると思うんですけど、まずホームページの充実のところ、その内容自体がいい悪いではなく、政務活動費の公開というところはいわゆる条例の内容というか、そういったものになじむ内容であろうと思うんですが、議会提出資料の公開、そのルールについては、余り条例の中で書かれるようなものではないのかなと。公開に努めるとかというところに含まれてくるとは思うんですけど、これはまた各論の議会運営委員会等の取り扱いになるのではないかなと思います。

○皆川委員　ブレンストーミングのまとめということで資料No.2です。それで下に丸印、三角、中点ということで、これは便宜上、一つ予算ということ意識して、ここは議会改革検討委員会ですから、もちろん基本条例をつくるかどうかということが最終的なまとめにはなるんですが、今もしかしたらできることがあるんじゃないかという話の中から、恐らくこの委員会の中でも前回、前々回くらいもあったかと思いますが、そういうところで整理したということ、をまず御承知おきください。

今、丸山委員がおっしゃったホームページの充実というところに関しては、議会提出資料の公開と政務活動費の公開ということが皆さんからの御意見で出た中で、政務活動費の公開に関していえば、例えば打ち合せの中で話として出たのはホームページに掲載するということもあるかもしれないけれども、そのものをわざわざ市民の方が情報公開請求されなくても、例えばコピーして公共施設に置く、そういうことなどもできるかもしれないとなると、もしかしたらこの任期中にやるかどうかはわからないんですが、議会基本条例は、今後それはそれとしてあるかもしれないけれど、できることという意味でここから少しもしかしたら外してもいいんじゃないかというようなことでこの丸印のイメージを持っていただけるといいかなと思います。

それと議会だよりの充実に関しては、ニュース配信というところではまた予算がかかるだろうということで、ただ見せ方の工夫であったり、編集方法についての検討、広報公聴会を一応丸印にしたのは予算がかからずにできるかもしれないということで、もう既に今もやっていますよね、編集の仕方を変える。そこはだから議会運営委員会の場でやることかもしれないねということでここからは外す、予算がかからないイコール外すというイメージでもいいかなと思います。

あと、SNS・マスメディアの活用に関してはツイッター等の活用、これは誰がやるか、どうやってやるかというのは別としても、予算をかけずにできるんじゃないかということで丸印にしました。あと三角の定例会告知ポスターの広告というのも、手づくりであれば公民館に議会がいつからですよというのも、もしかしたらこれは任期中に、あしたからできるかもしれない。ただ、これも含めて議会運営委員会にということのすみ分けも必要かもしれないというところで、打ち合せの中では情報共有・情報提供ということで、さらに4つのカテゴリーですけれど、そういった話をしたということなんです。

それが1つずつ、この情報共有・情報提供、住民参加、議会の機能強化に関しては、前にこの議会基本条例に関しては早稲田大学マニフェスト研究会、そういう私的な機関は余り言わないほうがいいのかもわからないけれども、大学で研究しているというものも参考に、議会事務局のほうにもアンケートなんか来ていたということもあって、この3つの分け方を参考にきょうのまとめの資料としたということです。今申しあげましたように情報共有・情報提供に関しては予算がかからないので、さらに議会運営委員会でやるべきことじゃないかということで丸印もしくは三角がついています。

あわせて事前に説明しますと、住民参加に関しては真ん中の情報共有・情報提供と重なる部分の議会活動の充実であり、議会報告会の開催に関しても、今後は条例もしくは規程であっても議会報告会は必要だねということで残すにしても、開催すること自体はもしかしたら予算をかけずにできるかもしれないねということで打ち合せでは丸印にしています。報告会に関しては、この委員会の中でも一番多くの委員から出されたことですので、これはこれでまた別途深めて話をする必要があるかもしれません。

それと議会活動の充実というところでは、議会は今の庁舎でこの議場で行っていますが、ほかの場所でもできるかもしれないけれども、場合によっては予算が必要かなというところで三角です。あと一部事務組合のことは予算をかけずに、今でももしかしたらできるかもしれない。あとは駅頭PRというのがありますが、これはお金が少しかかるかもしれないけれども、こういう御意見も出たのでここにまとめました。

あとは住民参加のところという市民の方の意見の把握、御意見箱の設置というのもありましたけれど、これは本当に予算をかけずにできるだろうということです。

子ども等の議会への参加に関しては少し検討が必要で、ここでは予算というところではちょっと切り離して考えたいと思います。

最後の議会の機能強化というところでも丸印をつけたところが委員会の、私たちのまさに議会運営上のことですので、基本的には自分たちの議会運営をどうしていくかということで予算をかけなくてもやれることのほうが多いんじゃないかということで丸印をつけました。ただ、これに関しては、これはどういうことなのかという疑問も、プレゼンはしていただいているんですけども、これはどういうことなのか少し説明が必要だねということは、この中でやりとりができればいいかなと思います。

今申しあげましたけれどそういう意味での丸印で、残ったものを規程にするか、何度も申しあげましたけれども条例にするかというところで、またすみ分けができるんじゃないかなというようなことで、打ち合せの中ではそのような話をしております。ですから、これは1つのたたき台ということで、ややこれは違うんじゃないかという御意見があれば言うていただきたいし、さっき申しあげましたがそうはいつでもこれは議会運営委員会でやってもらうということでここは切り離そうということとか、そういうところの御意見をいただきたいなと思っております。

今、①の情報共有・情報提供のホームページの部分で丸山委員から御意見をいただいたので、さらにとりあえずは①の部分で御意見をいただくのがいいのかなと私は考えるんですけど、いかがでしょうか。

○岡部委員　今、全体的な御説明もいただいたと思うんですけども、個別のところ①の一番初めに議会提出資料（予算資料等）の公開ということでありまして、記憶が正しければ私も提案していたことだと思うので少し述べさせていただくと、私は議会基本条例をつくるということになったときには、こういったことも必要だと思います。情報共有・情報提供という点でいうと、情報の中身は何なのかと、さまざまあると思うんですけども、議会に提出されている資料というのは非常に基本的なものだという点でいうと、市民の方々が議会にどんな資料が提出されているのか、個別的なことであっても調べてみたいというときに、それがいつでも見やすくなると。今でもいろいろ傍聴に来ればそういう資料が手元に置いてあってということはあるにしても、こういうものをより入手しやすくすることは必要だと思いますし、そういう点ではホームページの充実という中にも掲げられていると思うんですけども、条例にのせる、そののせ方はいろいろあると思うので、ピンポイントで議会の資料をホームページに載せるという書き方も私はあり得ると思いますし、そこまで明確に書かなくても議会の情報を積極的に提供することに努めるとか、例えばそういうような条項を設けて議会に提出された資料は提供していくということを念頭に置いて、そういうような理念的な定め方もあるのかなと。どちらがいいのかは今判断するものでもないと思うんですけども、いずれにしてもこういうものは必要ではないかなと思っています。

○丸山委員　少し話が戻ってしまうんですが、まとめ方といいますか論点のところの整理で改めて申し上げたいというか、お伺いも含めて聞きたいんですが、今回の議会改革検討委員会というものがそもそも議長による諮問に対して答申を出すものであるということに鑑みると、今回のこの委員会の目的は答申を出すことであると。諮問の中身というのは議会基本条例設置の是非についてということだと理解しておりますが、そうであれば、まずそれぞれの会派ないしは議員において確認すべきこととして、1つ目がその結論部、議会基本条例の設置が必要か否かというところの確認が必要である。2つ目がその理由です。それは設置が必要と考える場合も、あるいは不要である、自治基本条例の拡充でいいという場合においても、いずれかにせよつくりとしては理由が必要であるということだと思います。その次に、仮に必要だということになれば、その中身の項目というところで、今回はブレインストーミングという名称になってますけれども、これは多分の今後の研究項目、対象項目というような扱いになると思うんですが、その中身についての記載があって、さらにその付属の資料といいますか、参考としてまとめていただいた議会基本条例の他市の動向、比較についてというこの資料があるということと、これまでの過去の改革の経緯とかも多分つけ得るのかなと思うんですが、基本はこういった答申のつくりになるのではないかと理解しているんですが、この理解についてはそもそもいかがでしょうか。

○田中委員長　一定、議長に対する報告という形では、その項目でいいのではないかなと。委員会としてはそこまで出せば一定の到達点かなと思いますが、ほかの皆様はいかがですか。

○木島委員　なかなか慎重というか、いろんなことを考えながら、結論的なことというのがなかなか難しい部分はあると思うんですが、今、正副委員長から御指示というか、考え方が示された上で、丸山委員の考え方もそのとおりだなと。いずれにしても先ほどお話が一定あったようにある程度限られた時間というか、私たちもしっかりと一回一回のこういった場において本当に効率的に、なおかつ少しずつ前進しているというのがみんなできているかといけないという部分では、今、丸山委員が示していただいた方向性というのが一つ大きな参考になるかなと思いました。一定程度大きな判断を伴うことにはなるかもしれませんが、しっかりと各会派でそのあたりの大枠の部分での議会基本条例に対するスタンス、考え方が一定程度明確になるほうがよりせつかくこういった細部にわたるいろんな知恵とか見解が出されてい

る部分を一つ一つ反映できるかどうかという部分では、まずはそういった部分の議会基本条例に対する制定すべきかどうかという部分を一定程度明らかにしていくことが一つ大事なことになってきているかなという印象を私も持っています。

その上で、今、丸山委員がおっしゃったように議会基本条例が必要である、もしくは必要でないということであるならばその理由、もしくは逆に言えばどういった形がいいのか、でも一方では議会改革を前進させたいという思いは皆さんと共有できる部分だと思うので、それに対する具体的な方策というんですか、そういった部分がある意味では基本条例がなくてもこういう部分で十分補完できるんじゃないか、対応ができるのではないかと、次に集まる時あたりまでにある程度明確にしていくというのが1つの進め方としては有効ではないかなという印象を持っています。

○田中委員長　ほかに御意見はよろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○田中委員長　一定整理させていただきたいので暫時休憩といたしたいと思います。

午前11時42分休憩

午前11時47分再開

○田中委員長　委員会を再開いたしたいと思います。

きょうのこの資料No.2は、今後に申し送りというか引き継いでいく一定の成果物ができたなどは思っているんです。今回はこの中の一つ一つのものについて条例になじむものとそうでないものというのをある程度ふるいにかけて、会派の皆さんへ持って帰っていただきたいなと思っていました。一度お持ち帰りいただいて、これを参考に議会基本条例の制定について必要であるのか、そうでないのかということをして一定会派内でまとめていただいて次回に持ち寄っていただきたいと考えていました。その上で、この資料をそのままお持ち帰りいただいても内容でわからないところがあったりとかするとまた判断に困るものがあるかなと思ひまして、一定その疑問点の解消ができればと考えていました。そんな形で次回に、先ほど丸山委員から御意見、御発言があった議会基本条例が必要か否かというところと、あとその理由等々、内容についても少しもんできていただけたらありがたいなと思ってはいますが、先ほど中身についても言ったんですけど、そこのところは難しいかなと思いますので、皆さんと議論して決めたいと思います。必要なかどうか、必要性等々も含めてもんできていただけたらと考えておりますので、今回は一定時間を確保していただいて議論したいと思います。本日各会派へお持ち帰りいただくんですけども、その上で何か疑問点があれば皆さんからお出しただけたらありがたいんですが、いかがでしょうか。

○だて委員　じゃあ、持ち帰るところで承知したところなんですが、会派内で細かい中身のところは難しい部分もあるかとは思いますが、少し意見交換をしながらここはどうだろうと思うようなところもあれば、さらにプラスアルファでつけ加えながら議論していただきたいというようなところも出てくると思うんですが、その辺は持ち帰って次回に向けて伺ってくるということでよろしいですか。

○田中委員長　それでよろしいかと思ひます。

◇

○田中委員長　2番　**その他**、皆様から何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

◇

○田中委員長　　3番　次回の議会改革検討委員会について、11月6日の開催になります。それまでに各会派で話し合いをしてきていただければと思います。

それでは、本日の議会改革検討委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時53分閉会